

議案第 17 号

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

久留里観光交流センターの使用許可の対象施設から厨房を除くため、君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年君津市条例第 26 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年君津市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の表中厨房の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行															
(使用料) 第 1 0 条 前条第 1 項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>ホール</td><td>1 日（1 コーナー）</td><td>1， 0 8 0 円</td></tr></table>	区分	単位	金額	ホール	1 日（1 コーナー）	1， 0 8 0 円	(使用料) 第 1 0 条 前条第 1 項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>厨房</td><td>月額</td><td>1 4， 0 4 0 円</td></tr><tr><td>ホール</td><td>1 日（1 コーナー）</td><td>1， 0 8 0 円</td></tr></table>	区分	単位	金額	厨房	月額	1 4， 0 4 0 円	ホール	1 日（1 コーナー）	1， 0 8 0 円
区分	単位	金額														
ホール	1 日（1 コーナー）	1， 0 8 0 円														
区分	単位	金額														
厨房	月額	1 4， 0 4 0 円														
ホール	1 日（1 コーナー）	1， 0 8 0 円														